平成２４年（フ）第１３４６号
北海道江別市あさひが丘１番地の３
破産者　蒔苗　浩伸
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０３６号
仙台市青葉区上杉１丁目10番25―506号、従前の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷３丁目５番地の２
破産者　木村　勝弘
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
仙台市泉区将監６丁目３番３―26号
破産者　三浦　友幸（旧姓遊佐）
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第３５号
宮城県気仙沼市大峠山１―303　株式会社村上工業宿舎、開始決定時の住所栃木県小山市大字千駄塚316番地　千駄塚市営住宅Ｂ棟638号
破産者　篠原　　忠
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２４年（フ）第１０３４号
横浜市旭区上白根町795番地　市営ひかりが丘住宅３街区２棟506号
破産者　原　　陽子
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３１７号
横浜市港南区日野６丁目１番３号　グランドソレイユ202
破産者　遠藤　　恵（旧姓ジングルス）
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３０号
富山市下大久保1460番地17
破産者　高瀬　利範
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８５号
長野県上田市上塩尻948番地13、開始決定時の住所長野県上田市仁古田208番地２
破産者　戸島　静子
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第２８１号
静岡県裾野市公文名723番地の１　イーストリバーハイツ201、開始決定時の住所静岡県三島市佐野215番地の５
破産者　勝俣　　勉
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８９号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字高前187番地　加納荘２
破産者　安井　文雄
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５８３号
大阪府守口市藤田町４丁目27番20号、開始決定時の住所大阪府守口市藤田町５丁目16番７号
破産者　松村　敏男
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１５７８号
大阪市住之江区南港東１丁目６番１―1219号
破産者　岡田　和義
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１７８４号
奈良県御所市大字三室104番地の１
破産者　芦田　純一
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０６０号
大阪府寝屋川市春日町19番19―105号
破産者　井上　文雄
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２１７号
大阪府東大阪市俊徳町４丁目２―18、開始決定時の住所大阪府東大阪市柏田西３丁目12番38号
破産者　サンワ空圧サービスこと　山口　正晃
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９６０号
大阪府門真市大字三ツ島1890番地129
破産者　髙山明秀こと　髙　　明秀
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１０３号
大阪市平野区西脇３丁目１番31―103号
破産者　西田　泰教
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４０８号
大阪府豊中市夕日丘２丁目17番17―502号
破産者　荒井　將栄
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３４２４号
大阪府八尾市曙川東６丁目83番地の２　オーガストプラザ301号
破産者　種子田芳子
1　決定年月日　平成24年９月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部